

第3章 松本市農林業振興の基本目標と施策

1 基本目標と基本施策

農林業従事者数の減少や担い手の高齢化が進み、後継者や担い手の確保・育成、農林業従事者の所得向上が大きな課題となっている中、中山間地域を中心に人口が減少し、農山村のコミュニティ機能の維持が困難になるなど、農林業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

また、近年は豪雨による自然災害が多発しており、農山村が持つ多面的機能の維持・発揮や森林環境の保全・再生・活用など、環境面においても農林業が注目されつつあります。

このような中、農林業が私たちの「生命」、「暮らし」を支える原点であることを踏まえ、松本市の基幹産業として農林業を発展させ、次世代に引き継ぐためには、農業と林業が抱える課題について、それぞれ別に新たな視点から捉えた振興施策を展開していくことが必要です。

第2期松本市農林業振興計画では、松本市農林業振興条例の基本理念や基本方針を踏まえ、令和13（2031）年度の目標年度に向けて目指す姿を基本目標とし、その実現に向け、農業における6つの基本施策と林業における4つの基本施策を設定します。

【基本目標（目指す姿）】

- 1 基幹産業としての持続的発展
- 2 多面的機能の維持・発展による農山村の振興
- 3 豊かな森林資源の継承と活用

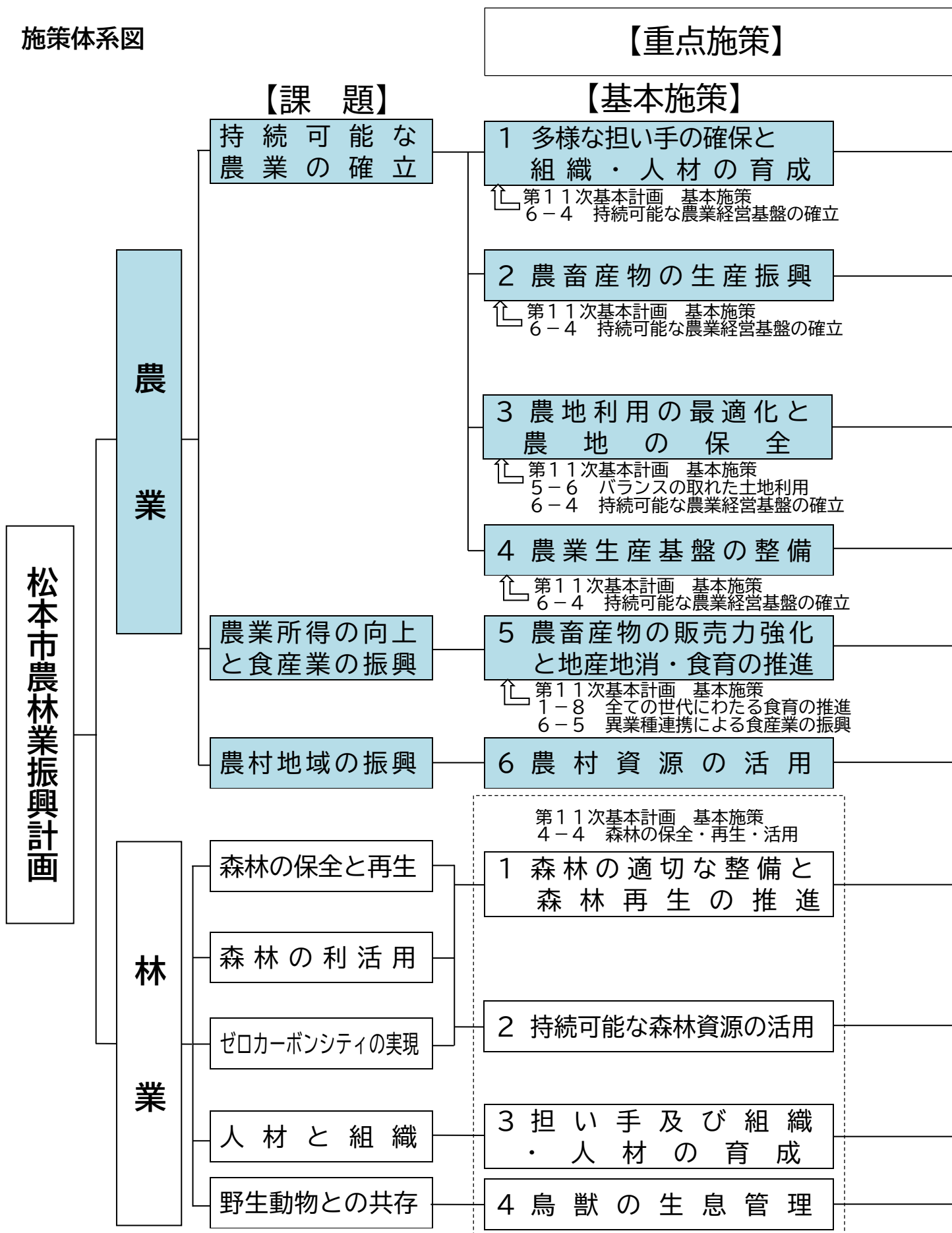
【基本施策】

- 1 農業
 - (1) 多様な担い手の確保と組織・人材の育成
 - (2) 農畜産物の生産振興
 - (3) 農地利用の最適化と農地の保全
 - (4) 農業生産基盤の整備
 - (5) 農畜産物の販売力の強化と地産地消・食育の推進
 - (6) 農村資源の活用
- 2 林業
 - (1) 森林の適正な整備と森林再生の推進
 - (2) 持続可能な森林資源の活用
 - (3) 担い手及び組織・人材の育成
 - (4) 鳥獣の生息管理

2 重点施策と個別施策

基本施策に共通する施策として、「ゼロカーボン」及び「DX・デジタル化（スマート農林業の推進）」を重点施策として位置付け、基本施策に基づく具体的な個別施策を展開し、松本市農林業の振興に取り組みます。

3 施策体系図



ゼロカーボン DX・デジタル化（スマート農林業の推進）

【個別施策：27】

1-1	多様な担い手の確保及び支援	地域農業を支える多様な人材を確保します。
1-2	中心となる農業経営体の支援	地域をリードする経営者を育成します。
2-1	農作物の振興	農作物の生産振興を推進します。
2-2	畜産の振興	畜産経営の高付加価値化等を推進します。
2-3	環境農業の推進	資源循環型農業の再生を図ります。
2-4	鳥獣被害防除	野生鳥獣による農作物被害に対策を講じます。
3-1	農地利用最適化の推進	農地最適化を図り、遊休荒廃化防止に努めます。
3-2	農地パトロール	農地の適正な管理に努めます。
3-3	優良農地の確保	農地転用を制限し、優良農地の保全に努めます。
3-4	農村地域の共同活動	農地の機能や景観を保全する支援を進めます。
4-1	生産基盤施設の整備	農業を支える生産基盤施設の整備を推進します。
4-2	災害に強い生産基盤施設の整備	災害に強い生産基盤施設の整備を推進します。
5-1	農畜産物マーケティングの推進	農畜産物のブランド化、消費拡大を推進します。
5-2	地産地消と食育の推進	地産地消と食育を推進します。
5-3	6次産業化の推進	新たな産業や需要の創出を目指します。
6-1	クラインガルテン・農村体験・農村交流	農村都市交流で農村の活性化を推進します。
6-2	市民農園	市民が農業に親しむ機会を提供します。
1-1	森林の整備	森林の持つ機能の維持・増進を図ります。
1-2	森林の再生	樹種転換や更新伐による森林再生を推進します。
1-3	林道・作業道の整備	林道・作業道の整備を計画的に推進します。
1-4	森林経営管理制度と森林環境譲与税	森林経営管理制度による森林整備を推進します。
2-1	地域材の活用	松本産材の活用を推進します。
2-2	再生可能エネルギーの導入促進	木質バイオマスの活用を推進します。
2-3	里山の活用	市民や企業等の参加による里山づくりを推進します。
3-1	林業関連団体との連携・支援(ネットワークの構築)	林業関連団体との連携を図ります。
3-2	森林・林業の専門職の配置	専門的な技術者の配置を図ります。
4-1	個体数調整	鳥獣被害の削減に努めます。